

羽曳野市職員倫理条例施行規則（平成31年羽曳野市規則第10号）〈抜粋〉

（倫理委員会の委員及び会長）

第12条 倫理委員会の委員は、学識経験がある者その他市長が適当と認めるものうちから、市長が委嘱する。

2 倫理委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、倫理委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（倫理委員会の招集及び会議）

第13条 倫理委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 倫理委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 倫理委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（倫理委員会の庶務）

第14条 倫理委員会の庶務は、市長公室人事課において行う。